

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広尾町長 田中 靖章

市町村名 (市町村コード)	広尾町 (01642)
地域名 (地域内農業集落名)	広尾地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

酪農・肉用牛生産については、労働過重や労働力不足の問題が顕在化してきており、作業の外部委託化や分業化など問題の解消に向けた取組みの一層の強化が求められている。加えて、牛乳・乳製品の需要低迷が続き、酪農を取り巻く環境は厳しさを増している状況にある。
又、畑作については、厳しい気象条件の下、担い手の高齢化などの影響により作付面積が減少傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本町農業の基幹である酪農に於いては、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進する。また、哺育利用組合の活用などによる育成部門の分業化や育成牛受託農家及びTMRセンター・コントラクターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織を育成・確保し、効率的かつ安定的な農業経営における労力負担の軽減や機械・施設投資の抑制など経営の安定化を促進する。さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減に向けて、草地の計画的な整備、作付地の団地化、放牧の推進や公共牧場の活用促進などにより自給飼料の増産を図るとともに、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、飼養衛生管理基準・農業環境規範の遵守の徹底など環境保全に配慮した酪農経営の確立を推進する。
畑作に於いては、実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基に、緑肥や堆肥等の活用による土づくりなど、環境に配慮した農業生産活動の推進に適切に対応するとともに地域の特色を生かした農業生産活動や先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取組の推進、農作業の共同化や農作業受託組織であるコントラクターの育成など、効率的かつ安定的な農業経営を支える営農支援システムの整備を推進する。
肉用牛生産に於いては、引き続き黒毛和種の積極的な導入と改良を進めるとともに、安定した肉質の肥育牛を生産するため、肥育技術の向上に向けた取組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6,678.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6,678.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者制度の普及活動の実施、認定農業者や新規就農者に提供する農地情報の整備、地域ぐるみで行う土地利用に関する話し合いの促進等を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
土地所有者などの意向を踏まえつつ機構への貸付手続きを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現計画を令和7年度までに完了し、その後の計画については令和6～7年度に農業者別意向確認を行う。その結果に応じて令和8年度に整備事業の計画を作成し、翌年度の実施を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①シカやカラスのよる農業被害を防止するため、防獣機器の推進に努めるほか、猟友会による有害鳥獣駆除も合わせて進める。